

前回審議会での委員から出された意見

- ① ため池の安全性(耐震・洪水)の確保 ② ため池の存続性の確保

＜安全性の確認＞

- ①-1 「所定の形状基準を有している※1」ため池
①-2 掘込形状のため池

神崎川ブロックにおいて治水活用の候補としているため池(34池)のうち23池 【必要容量に対して約92%】

取組み方針

- 上記以外のため池のうち、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン※2」の対象ため池は、農林側で対策を予定している。
- 必要容量に対して不足する分については、河川側での対策を実施。実施にあたっては、河川側での費用負担も含めて検討する。

※1 ため池改修指針に基づく形状を満足しており、河川管理施設と同等の安全性を有していると考えられるもの
(天端幅：3m以上、下流側法勾配：1.5割以上、余裕高：1m以上、洪水吐：1/200構造有り など)

※2 ため池の老朽対策や耐震対策、ハザードマップ作成などのハード・ソフト対策を総合的に推進する計画 (H27. 11府農政室策定)

＜存続性の確認＞

- ②-1 「行政が所有」しているため池
②-2 都市計画法に基づく「公園区域」に位置付けられているため池
②-3 市街化調整区域内のため池

神崎川ブロックにおいて治水活用の候補としているため池(34池)のうち27池 【必要容量に対して約93%】

取組み方針

- 上記ため池において、河川管理者、施設管理者、地元市で協定を締結することで、実効性、施設の機能維持について一定の担保を確保する。
- その他のため池では、地元市に対し都市計画や地域防災計画への位置付けを働きかけるとともに、河川管理者、施設管理者、地元市で協定を締結する。

安全性

存続性

現状と取組み方針

ため池の治水活用に関する課題に対する取組み方針について

ため池治水活用の今後の進め方

安全性※、存続性が確保されているため池：

- 施設管理者等と治水活用に向けた協議を行い、安全性に対する総合的な点検を実施するとともに、洪水吐の改良等を行うための治水手法の検討に着手する。

安全性※が確保されていないため池：

- 農林部局及び施設管理者等と協議を行い、ため池の安全性を確保するための対策と併せて、上記同様に治水手法の検討を実施する。

※ため池改修指針に基づく形状規定等を満足していること



ため池の治水活用における洪水吐の改良事例(他府県事例)